

福井県報

第80号
令和2年
2月28日(金)
火・金曜日発行
1月1,920円郵送料共

規則

河川法施行細則の一部を改正する規則を公
布する。

令和2年2月二十八日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第一号

河川法施行細則の一部を改正する訓令(二
同) 一六

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(一一) 一六

○政治団体の届出事項の異動に係る届
出(一一) 一七

○政治団体の解散の届出(一三) 一八

○資金管理団体でなくなった旨の届出
(一四) 一八

○平成二十九年分の政治団体の收支報
告書の要旨の公表の訂正(一五) 一九

○平成三十年分の政治団体の収支報告
書の要旨の公表の訂正(一六) 一九

選挙管理委員会訓令

○福井県選挙管理委員会の職員等の旅
費取扱規程の一部を改正する訓令(一
二) 一九

選挙管理委員会訓令

○平成二十九年分の政治団体の収支報告
書の要旨の公表の訂正(一六) 一九

公 告

規則
(※は、県例規集登載事項)

※河川法施行細則の一部を改正する規
則(一・河川課) 一

※建築士法施行細則の一部を改正する
規則(二・建築住宅課) 四

告示
(※は、県例規集登載事項)

※急傾斜地崩壊危険区域の指定(八〇
・砂防防災課) 一

○建築士法第四条第四項第一号または
第二号に掲げる者と同等以上の知識
および技能を有すると認める者(八
一・建築住宅課) 一

○建築士法第十五条第一号に掲げる者
と同等以上の知識および技能を有す
ると認める者(八二・同) 一三

○道路の位置の指定(八三・嶺南振興
局) 一五

○福井県水源涵養地域保全条例に基づ
く地域指定の予定(森づくり課) 一五

○土地改良区の役員の退任(福井農林
総合事務所) 一五

○都市計画の変更に係る図書の写しの
継続(二件・都市計画課) 一五

○福井県議会議員記章規程(一・議会
局総務課) 一六

※福井県議会議員記章規程(一・議会
局総務課) 一六

様式第1号(第3条関係)

水利使用に係る標識

水利使用標識	
河川名	級河川 川
水利使用者名	
水利使用の目的	40センチメートル
取水量	
貯留量	
かんがい面積	
取水施設管理者名	
所管事務所名	土木事務所 (TEL番)

地表100センチメートル

備考

- 1 標識は、容易に腐食しないものを材質とし、標識板の下地は白色、文字は黒色とし、明瞭に表示すること。

- 2 「取水量」の欄にはかんがい用水にあっては期別ごとの最大取水量、水力発電にあっては最大取水量(揚水式発電にあっては最大揚水量を含む)、その他の水利使用においては最大取水量をそれぞれ記載するものとする。

- 3 「貯留量」の欄には、ダムに係る水利使用におけるダムの有効貯留量を記載するものとし、ダムに係る水利使用以外のものについては、「貯留量」の欄は不要とする。

- 4 「かんがい面積」の欄には、かんがいのための水利使用における受益面積を記載するものとし、かんがいのための水利使用以外のものにあっては、「かんがい面積」の欄は不要とする。

- 5 揭示場所の状況等により、知事が必要と認める場合は、標識の大きさまたは形状の一部を変更することができる。

様式第2号(第3条関係)

工事に係る標識

工事標識	
河川名	級河川 川
工事の名称	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
水利使用者名	
水利使用の目的	90センチメートル
施工業者名	
所管事務所名	土木事務所 (TEL番)

地表100センチメートル

- 備考 標識は、容易に腐食しないものを材質とし、標識板の下地は白色、文字は黒色とし、明瞭に表示すること。

株式第3号(第3条関係)

法第88条の水利使用に係る標識

水利使用標識	
河川名	級河川 川
届出年月日	年月日
水利使用者名	
水利使用の目的	40センチメートル
取水量	60センチメートル
届出かんがい面積	
取水施設管理者名	
所管事務所名	土木事務所 (TEL 番)

備考 標識は、容易に腐食しないものを材質とし、標識板の下地は白色、文字は黒色とし、明瞭に表示すること。

1 標識は、容易に腐食しないものを材質とし、標識板の下地は白色、文字は黒色とし、明瞭に表示すること。

2 取水量は原則として記載しないものとするが、河川管理者および水利使用者の両者が適正であると確認した場合に限り記載するものとする。

3 指示場所の状況等により、知事が必要と認める場合は、標識の大きさまたは形状の一部を変更することができる。

株式第4号(第3条関係)

流水占用以外の許可に係る標識

許可標識	
河川名	級河川 川
占用者名	
許可の目的	40センチメートル
占用面積	60センチメートル
許可の内容	
所管事務所名	土木事務所 (TEL 番)

備考 標識は、容易に腐食しないものを材質とし、標識板の下地は白色、文字は黒色とし、明瞭に表示すること。

1 標識は、容易に腐食しないものを材質とし、標識板の下地は白色、文字は黒色とし、明瞭に表示すること。

2 指示場所の状況等により、知事が必要と認める場合は、標識の大きさまたは形状の一

部を変更することができる。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の際現に改正前の様式第一号から様式第四号までによるものとみなす。一号から様式第四号までにより掲示されいる標識については、改正後の様式第一号から様式第四号までによるものとみなす。

建築士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年二月二十八日

福井県知事 杉本 達治

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年福井県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(免許の申請)

第三条 法第四条第三項の規定により二级建築士または木造建築士の免許を受けようとする者は、二级(木造)建築士免許申請書(様式第一号)に、次に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第十七条第一項の規定により同項第一号および第二号に掲げる書類を知事に提出した場合は同条第二項の規定により当該書類を指定試験機関(法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者をいふ。以下同じ。)に提出した場合で、当該書類に記載された内容と二级(木造)建築士免許申請書(様式第一号)に記載された内容が同一であるときは、第三号および第

四号に掲げる書類を添えることを要しない

撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの(以下「免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。

一 本籍の記載のある住民票の写し
二 知事または指定試験機関が交付した二级建築士試験または木造建築士試験に合格したことを証する書類の写し三 次のイからハまでのいずれかに掲げる書類
イ 法第四条第四項第一号または第二号に該当する者に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書
ロ 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合することを証するに足る書類

ハ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、法第四条第四項第一号または第二号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有することを証する書類

四 法第四条第四項第二号から第四号までに該当する者(同項第三号に該当する者にあつては建築実務(同条第二項第一号)に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を要するものに限る。)にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

2 法第四条第五項の規定により二级建築士または木造建築士の免許を受けようとする者は、二级(木造)建築士免許申請書(様式第一号)に、前項第一号に掲げる書類その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を添えて、知事に提出しなければならない。

5 法第十五条第一号に該当する者および同条第三号に該当する者のうち同条第一号に該当するものに準ずるものとして知事が認めるものにあつては、第一号および第三号に掲げる書類」を削り、同項第一号イ中「第十五条第一号または第二号」を「第十五条第一号」に改め、同号ハを削り、「当該各号」を「同号」に改め、同号ロ中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 法第十五条第二号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有することを証する書類

撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの(以下「免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。

一 本籍の記載のある住民票の写し
二 知事または指定試験機関が交付した二级建築士試験または木造建築士試験に合格したことを証する書類の写し三 次のイからハまでのいずれかに掲げる書類
イ 法第十五条第二項中「合格者一覧表」の下に「ならびに合格者が第十七条第二項の規定に基づき指定試験機関に提出した書類」を加える。

ハ 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

5 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

6 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

7 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

8 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

9 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

10 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

11 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

12 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

13 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

14 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

15 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

16 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

17 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

18 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

19 法第十五条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

二 法第十五条第二号に該当する者のうち建築実務の経験を要するものまたは同条第三号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

三号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

四号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

五号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

六号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

七号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

八号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

九号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

十号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

十一号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

十二号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

十三号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

十四号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

十五号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

十六号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

十七号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

十八号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

十九号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

二十号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

二十一号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

二十二号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

二十三号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

二十四号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

様式第1号(第3条関係)

(表面)

(裏面)

二級建築士免許申請書
木造

※受付欄

※登録番号

第

年

月

日

※登録年月日

号

私は、
二級建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。
私は、下記事項が眞実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日 様 氏名 _____

1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪および刑 あるときはその刑の執行を終わり、または執行を受けることがな くなつた日	<input type="checkbox"/> ある□ <input type="checkbox"/> ない□
2 建築士法の規定に違反して、または建築物の建築に關し罪を犯し て罰金の刑に処せられたことがありますか。	<input type="checkbox"/> ある□ <input type="checkbox"/> ない□
3 建築士法第9条第1項第4号または第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士または木造建築士の免許を取り消されたこと がありますか。その日	<input type="checkbox"/> ある□ <input type="checkbox"/> ない□
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、そ の停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士または木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 精神の機能の障害により二級建築士または木造建築士の業務を適 業務の停止を受けたことがあるときは、その停止の期間	<input type="checkbox"/> ある□ <input type="checkbox"/> ない□
5 精神の機能の障害により二級建築士または木造建築士の業務を適 正に行うに当たつて必要な認知、判断および意思疎通を適切に行う ことができない状態ですか。	<input type="checkbox"/> はい□ <input type="checkbox"/> いいえ□

福井県証紙貼付欄(捺印しないこと。)

※審査	
1 数字は、算用数字を用いてください。	
2 標欄は記入しないでください。	
3 □のある欄は該当する□の中に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を付けてください。	
4 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。	

建築実務経験期間の合計			
3 建築実務のみによる場合のみ記入	年 月	年 月	年 月
4 建築設備士による申請の場合は登録番号・登録年月日	登録番号 第号	年 月	年 月
5 建築士法第4条第5項による申請の場合は登録番号・登録年月日	免許名稱	免許者名	免許の年月日 資格認定書の年月日
4 条第5項による申請の場合は登録番号・登録年月日			年 月 日 年 月 日

様式第1号の次に次の11様式を用べれ。

様式第1号の2 (第3条および第17条関係) 実務経歴書

私は、二級建築士の免許を受けたので、建築実務の経験を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日 氏名 _____ ㊞
福井県知事 様

勤務先(部課名まで)		所在地(番地まで)		在職期間の合計			
				年	月～年	年	月数
在職期間		年月数	地位職名	建築実務の内容(建築士法施行規則第1条の2)			
年月～年月	年月数						
建築実務の詳細				建築実務経験期間の合計			
対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		年		月	
		年	月～年	年	月数	年	月
(1) 実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に用途・構造・規模・担当業務等)							
対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		年		月	
		年	月～年	年	月数	年	月
(2) 実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に用途・構造・規模・担当業務等)							
対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		年		月	
		年	月～年	年	月数	年	月
(3) 実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に用途・構造・規模・担当業務等)							
※審査							

注
1 数字は、算用数字を用いてください。
2 ※欄は記入しないでください。
3 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
4 この実務経歴書は勤務先(自営業も含む。)ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経験について登録に必要な内容を年代順に記入してください。
5 記載内容の記入不備や誤謬が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や罰金が課められる場合もあります。

様式第1号の3 (第3条および第17条関係)

様式第11号から様式第14号までの次のよう
に改め。

実務経歴証明書

福井県知事

様

年 月 日

證明者

㊞

住所・所在地

電話番号

免許申請者(受験申込者)との關係

下記の者が申請した二級(木造)建築士免許申請書(受験申込書)に添付された実務経歴書は、
事実と相違しないことを証明します。

記

1. 免許申請者(受験申込者) 氏名

2. 建築実務経験

建築実務経験期間の合計:

年

月

建築実務の内容:

- 備考**
- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成してください。使用者その他のこれに準ずる者が実務経歴書の内容が事實と相違しないことを確認したことを証明してください。
 - 2 説明してください。
 - 3 評議の説明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

様式第3号（第6条関係）

二級建築士登録事項変更届 兼 免許証書換え交付申請書
木造

次のとおり登録事項に変更を生じましたので、建築士法施行細則第6条第1項の規定により届け出ます。また、同条第2項の規定により書換え交付を申請します。

年 月 日

福井県知事

様

申請者 住 所 _____

氏名 _____ ㊞

登録事項		変更
1	ふりがな 氏名	
2	生年月日	
3	性 別	
4	登録番号	
5	登録年月日	
6	変更年月日	
7	変更の理由	
8	講習受講履歴記載希望	有 無

1 氏名	写真
	1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真的裏面に氏名および撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください。 貼付した写真是免許證に転写されます。
2 生年月日	
3 性別	
4 登録番号	
5 登録年月日	
6 登録年月日	
7 講習受講履歴記載希望	有 無

福井県証紙貼付欄（消印しないこと。）

注 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

福井県証紙貼付欄（消印しないこと。）

注 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第3号の2（第6条の2関係）

二級建築士免許証書換え交付申請書
木造

次のとおり免許証に記載された事項等に変更がありましたので、建築士法第5条第3項の規定により書換え交付を申請します。

年 月 日

福井県知事

様

申請者 住 所 _____

氏名 _____ ㊞

様式第4号(第7条関係)

二級 建築士免許証再交付申請書
木造

汚損 木造
免許証を しましたので、建築士法施行細則第7条の規定により次のとおり再交付
を申請します。

福井県知事

様

年 月 日

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

写真

1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名および撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください。写真は免許証に貼付されます。

1 氏名	
2 生年月日	
3 性別	
4 登録番号	
5 登録年月日	
6 汚損または亡失の年月日	
7 汚損または亡失の理由(具体的に詳しく記入のこと。)	
8 講習受講履歴 歴記載希望	有 無

福井県証紙貼付欄(捺印しないこと。)

様式第4号の2(第8条関係)

二級 建築士死亡等届
木造

次の者は、年月日、建築士法第8条の2第号に該当することとなつたので、同条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

福井県知事

様

年 月 日

届出者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

1 氏名	
2 生年月日	
3 性別	
4 登録番号	
5 登録年月日	

注 届出者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

注 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第5号（第8条関係）

二級建築士免許取消申請書
木造 建築士失踪宣告届

二級建築士免許の取消しを受けたいので、免許証を添えて、次のとおり申請します。

年 月 日

福井県知事

様

申請者 住 所
.....

氏 名
.....④

1 氏名	
2 生年月日	
3 性別	
4 登録番号	
5 登録年月日	
6 取消の理由	

1 氏名	
2 生年月日	
3 性別	
4 登録番号	
5 登録年月日	

1 氏名	
2 生年月日	
3 性別	
4 登録番号	
5 登録年月日	

次の者は、 年 月 日、失踪の宣告を受けましたので、建築士法施行細則第8条第3項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

福井県知事

様

届出義務者住所
.....

届出義務者氏名
.....④

本人との続柄
.....

注 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第九弾を認める。

附 則

(施行期日)

1 ハ)の規則は、令和1年1月1日から施行
する。

(経過措置)

2 ハ)の規則の施行の日前に行われた「1級建築士試験」または木造建築士試験に合格した者に対するハ)の規則による改正前の建築士法施行規則第二条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 ハ)の規則の施行の日前に行われた直近二回の「1級建築士試験」または木造建築士試験（ハ）が「それから」の「1級建築士試験」の実験に合格した者に対するハ)の規則による改正後の建築士法施行規則第十五條第一項（同条第一項）による適用する場合を含む。）の規定の適用について（ハ）が、なお従前の例による。

四

五

福井県告示第80号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

(昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年2月28日

福井県知事 杉本 達治

次吉地区急傾斜地崩壊危険区域

市町	字	地番
小浜市	次吉	
52号奥町	1の一部	

54号宮ノ上	10-1の一部 11の一部 12の一部 15-1の一部 15-2の一部
19-1の一部	20-1の一部 21-1の一部 21-2の一部 21-3の一部
21-4の一部	21-5 26の一部 33の一部 36-1の一部 37-1の一部

福井県告示第81号

建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第4項第3号の規定に基づき、同項第1号または第2号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認める者を、次のとおり定める。

令和2年2月28日

福井県知事 杉本 達治

1 次の表（イ）欄に掲げる学校において、（ロ）欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては修了）した後、それぞれの区分に応じ、（ハ）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

(イ)	(ロ)	(ハ)
学校教育法による大学または高等専門学校	令和元年国土交通省告示第749号（以下「第749号告示」という。）の第1第1号または第2号に規定する科目（以下「第1号指定科目」という。）。この場合において、第749号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。	1年
校	令和元年国土交通省告示第750号（以下「第750号告示」という。）の第1第1号または第2号に規定する科目（以下「第2号指定科目」という。）	2年

防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学	第1号指定科目	0年
	第1号指定科目。この場合において、第749号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位	1年

68号村上山	部 38-1 38-2の一部 38-3 38-4 38-5の一部 38-6の一部 39-1 39-2 40-1の一部 40-2の一部 41の一部
30の一部	23の一部 25の一部 26-1 26-2 27 28の一部 29の一部 31 32 33 33-1の一部 34の一部 35の一部 36-
1の一部	1の一部 36-2の一部 36-3 37

69号宮ノ腰 2の一部

(金) 2月28日 令和2年2月28日

井 煉 報 紙

校または職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校	」と読み替えるものとする。	2年
学校教育法による高等学校または中等教育学校	第2号指定科目。この場合において、第750号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	3年

(注) (ろ) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）または専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）または専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校または職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校もしくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校または中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。	(は) 欄に掲げる科目を卒業した上に応じ、(い) 欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に) 欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者	(に)
(い)	(は)	0年

○ 次の表 (い) 欄に掲げる学校を卒業した

等学校もしくは中等 教育学校または旧中 等学校令による中等 学校	9号告示第1各号中「40単位」とあるのは 、「30単位」と読み替えるものとする。
学校教育法による中 学校	第2号指定科目
学校または義務教育 学校	第2号指定科目。この場合において、第75 0号告示第1各号中「20単位」とあるのは 、「15単位」と読み替えるものとする。
学校	第2号指定科目。この場合において、第75 0号告示第1各号中「20単位」とあるのは 、「10単位」と読み替えるものとする。

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方

法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準

じて行うものとする。

4 建築士法等の一部を改正する法律(平成

18年法律第114号)の施行の日(以下
「平成18年改正法施行日」という。)前
に同法による改正前の建築士法第15条第
3号の規定による二級建築士試験または木
造建築士試験の受験資格の認定を受けた課
程(以下「認定課程」という。)を修めて
卒業した者で、平成18年改正法施行日前
の建築に関する実務の経験年数と平成18
年改正法施行日以後の建築実務の経験年数
とを合わせてそれぞれ認定課程ごとに定め
る年数以上有することとなる者

5 平成18年改正法施行日前から引き続き
認定課程に在学する者で、平成18年改正
法施行日以後に認定課程を修めて卒業した
後、それぞれ認定課程ごとに定める年数以
上の建築実務の経験を有することとなる者

6 建築士法第2条第5項に規定する建築設
備士

7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士
法第4条第4項第1号および第2号と同等
以上の知識および技能を有すると認める者

附則
この告示は、令和2年3月1日から施行す
る。

福井県告示第82号

建築士法(昭和25年法律第202号)第
15条第2号の規定に基づき、同条第1号に
掲げる者と同等以上の知識および技能を有す
ると認める者を、次のとおり定める。

なお、建築士法第15条第1号および第2
号と同等以上の知識および技能を有すると認
める者(平成20年福井県告示第643号)
は、令和2年2月29日をもって廃止する。

令和2年2月28日

福井県知事 杉本 達治

1 次の表(い)欄に掲げる学校において、
(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後
、それぞれの区分に応じ、(は)欄に掲げ
る年数以上の建築実務(建築士法第4条第
2項第1号に規定する建築実務をいう。以
下同じ。)の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
防衛省設置法(昭和 29年法律第164 号)による防衛大学 校または職業能力開 発促進法(昭和44 年法律第64号)に よる職業能力開発総 合大学校、職業能力 開発大学校もしくは 職業能力開発短期大 学校	令和元年国土交通省告示第753号(以下「第75 0年 3号告示」という。)の第1第1号または第2号に 規定する科目(以下「指定科目」という。)	
学校教育法(昭和2 2年法律第26号) による高等学校また は中等教育学校	指定科目。この場合において、第753号告示第1 1年 各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読 み替えるものとする。	

(金) 2月28日 年2和令

井畠 勝 雄

- (注) (ろ) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校または職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校もしくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校または中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。
- 2 次の表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入れ資格とする学校教育法による専修学校または各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令による中等学校	1年	指定科目	0年
学校教育法による中等学校	3年	指定科目	0年
学校教育法による中等学校	2年	指定科目。この場合において、第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	1年
学校教育法による中等学校	1年	指定科目。この場合において、第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。	2年

- (注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
- 3 次の表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校または認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校	1年	指定科目	0年
学校教育法による中等学校	2年	指定科目。この場合において、第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	1年
学校教育法による中等学校	1年	指定科目。この場合において、第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。	2年

- (注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
- 4 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日前に同法による改正前の建築士法第15条第3号の規定による二级建築士試験または木造建築士試験の受験資格の認定を受けた課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業した者
- 5 建築士法第2条第5項に規定する建築設

- (注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令

備士
6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士
法第15条第1号と同等以上の知識および
技能を有すると認める者
附 則
この告示は、令和2年3月1日から施行す
る。

福井県告示第83号

建築基準法（昭和25年法律第201号）
第42条第1項第5号に規定する道路の位置
を指定したので、建築基準法施行規則（昭和
25年建設省令第40号）第10条の規定に
より次のとおり公告する。

令和2年2月28日

福井県嶺南振興局長 池田 穎

1 申請者の住所ならびに名称および代表者

小浜市木崎第32号10番地の1

モリタ不動産

代表者 森田 正法

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置 (単位:メートル)	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
小浜市木崎32号中辻堂		
10番5、10番6、10番9、小浜市木崎32号中辻堂地先里道、同所	7.00	39.60
40号敷田地先水路		

△ □

地域を指定する予定であるので、条例第10
条第3項の規定により、次のとおり公告し、
図面および関係書類を縦覧に供する。
なお、水源涵養地域の指定に直接の利害関
係を有する者は、条例第10条第4項の規定
により、縦覧期間満了の日までに福井県に意
見書を提出することができる。

令和2年2月28日

福井県知事 杉本 達治

1 水源涵養地域に指定する予定の区域

平成30年1月1日から令和元年12月
31日までの間に、森林法（昭和26年法
律第249号）第25条の規定により指定
された水源涵養保安林

2 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

令和2年2月28日から令和2年3月
13日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県農林水産部森づくり課ならびに

福井県福井農林総合事務所林業部、福井
県坂井農林総合事務所林業部、福井県奥
越農林総合事務所林業部、福井県嶺南振興局
林総合事務所林業部、福井県嶺南振興局二州
林業水産部および福井県嶺南振興局二州
農林部

3 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県農林水産部森づくり課

社土地改良区から、土地改良法（昭和24
年法律第195号）第18条第17項の規定
により、次の方が令和元年12月19日に役
員を退任した旨の届出があったので、同条第
18項の規定により公告する。

令和2年2月28日

福井県水源涵養地域保全条例（平成25年
福井県条例第19号。以下「条例」という。）

第10条第1項の規定に基づき、水源涵養

役員名 氏 名 住 所
理 事 池上 丈夫 福井市東下野町第8号96番地
“ 森國 典昭 福井市西野町第2号14番地
“ 前田 次三右衛門 福井市久喜津町第70号67番地
“ 長谷川 敏樹 福井市久喜津町第69号51番地
監 事 演 誠一 福井市西野町第12号16番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）
第21条第2項の規定において準用する同法
第20条第1項の規定により、越前市長から
都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受
けたので、同法第21条第2項の規定において
適用する同法第20条第2項の規定により
次とのとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年2月28日

福井県知事 杉本 達治

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

丹南都市計画下水道

2 縦覧場所

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）
第21条第2項の規定において準用する同法
第20条第1項の規定により、越前市長から
都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受
けたので、同法第21条第2項の規定において
適用する同法第20条第2項の規定により
次とのとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年2月28日

福井県知事 杉本 達治

丹南都市計画汚物処理場

令和2年2月28日(金)

福井県報第80号

福井県議会訓令第2号

- (2) 名称
第一清掃センターし尿処理場
2 縦覧場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

議員記章

福井県議会議員記章

福井県議会

福井県議会議員記章規程をふくめんせんする。

令和1年1月1十八日

福井県議会議員 藤田 宏典

福井県議会議員記章規程

福井県議会議員記章規程(昭和11年福井県議会訓令第1号)の全部を改正する。

第一条 福井県議会議員(以下「議員」といふ。)は、別記様式による福井県議会議員記章(以下「議員記章」といふ。)を着用しなければならない。

第二条 議員記章は、議員一人につき1個とし、その在職中これを貸与する。ただし、貸出を受けた議員記章を亡失し、または著しく毀損したとやが、直ちにその旨を届け出し再交付を受けなければならない。この場合には、その実費を徴収する。

第三条 議員記章は、任期満了、辞職、失職、死亡等の理由により議員でなくなった場合にば、速やかにこれを返還しなければならない。

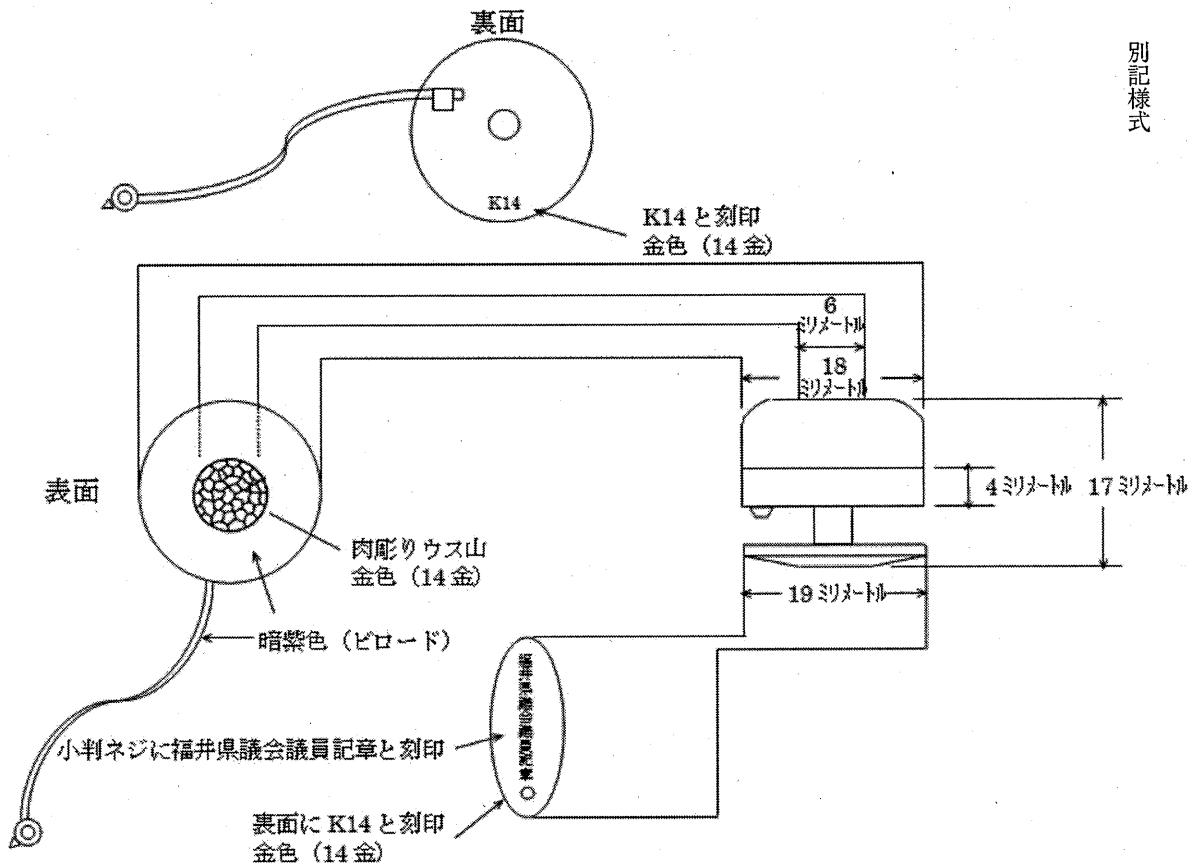
附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

福井県選舉管理委員会告示第11号
政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月28日

福井県選舉管理委員会
委員長 金井 亨

記念式



福井県議会訓令第2号

福井県議会

福井県議会議員の旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月28日

福井県議会議長 田中 宏典
福井県議会議員の旅費取扱規程

規程の一部を改正する訓令

福井県議会議員の旅費取扱規程(平成10年福井県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「福井県一般職員等の旅費に関する条例(昭和25年福井県条例第46号。以下「条例」という。)」を「福井県一般職員等の旅費に関する条例(昭和25年福井県条例第46号。以下「条例」という。)」に改める。

第2条中「福井県一般職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和29年人事委員会規則第1号)」を「福井県一般職員等の旅費等に関する条例施行規則(昭和29年人事委員会規則第1号)」に改める。

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議員記章

福井県選舉管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

(政党の支部)
(法第19条の7第1項第1号に係る国會議員関係政治団体とみなされる政党の支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
令和2年2月7日	立憲民主党福井県第1区総支部	野田 富久	幸川 賢悟	福井市中央1-3-5	衆議院議員	○

福井県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のことおり告示する。

令和2年2月28日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
平成31年4月1日	山口志代治後援会	山口 志代治	代表者	山口 志代治	城云 恒彌
			会計責任者	山口 多鶴子	岡崎 新右工門
令和元年7月1日	日本農業政治連盟福井県支部	師田 泰伸	会計責任者	北嶋 邦由	中條 修
令和2年1月1日	高木つよし宮崎村後援会	木村 繁	主たる事務所の所在地	丹生郡越前町蟬口3-1 8	丹生郡越前町小曾原11 1-15-2
令和2年1月1日	山崎正昭宮崎村後援会	木村 繁	代表者	木村 繁	井上 信雄
			主たる事務所の所在地	丹生郡越前町蟬口3-1 8	丹生郡越前町大谷10-3
令和2年1月15日	立憲民主党福井県連合	野田 富久	会計責任者	幸川 賢悟	諏訪 信一
令和2年1月24日	杉本達治後援会連合会	清川 忠	名称	杉本達治後援会連合会	杉本達治後援会

令和2年2月28日(金)

昭80 県井報

	代表者	清川 忠	内田 高義
令和2年 1月25日	衆議院議員高木つよ し名田庄後援会	中塙 寛	会計責任者 中塙 淩右衛門
令和2年 2月2日	福井を元気に、新し い福井をつくる会	西川 一誠	主たる事務所の 丹生郡越前町西田中19 福井市大手3-5-7 K Sビル 所在地 -8-1

福井県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月28日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和元年7月15日	法輪会	高島 隆男
令和元年8月31日	北川晶子後援会	北川 晶子
令和元年12月20日	猿橋啓一後援会	福井 幸男
令和元年12月20日	のだ後援会	野田 富久
令和元年12月31日	北山謙治後援会	久保 憲司
令和元年12月31日	くわた和弘後援会	木村 正行
令和元年12月31日	正しい県政を継続する会	吉岡 隆治
令和元年12月31日	西本清司を励ます会	西本 吉右エ門
令和元年12月31日	東野孝後援会	近藤 幸一

福井県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月28日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称 でなくなつた年月日
----------------------	------------------------

北川 晶子	北川晶子後援会	令和元年8月31日
富田 富久	のだ後援会	令和元年12月20日
福井県選舉管理委員会告示第15号		
平成29年分の政治団体の收支報告書の要旨(平成30年福井県選舉管理委員会告示第92号)の一部を次のように改正する。		
令和2年2月28日		
福井県選舉管理委員会		
委員長 金井 亨		
〔その他の政治団体〕の福井太郎会の項中		
「2 支出総額	20,000	を
3 翌年への繰越額	565,805	
5 経常経費	20,000	」
事務所費	20,000	
2 支出総額	123,240	
3 翌年への繰越額	462,565	
5 支出の内訳	20,000	に
経常経費	20,000	
事務所	20,000	
政治活動費	103,240	
組織活動費	103,240	
改める。		

福井県選舉管理委員会告示第16号

平成30年分の政治団体の収支報告書の要旨(令和元年福井県選舉管理委員会告示第81号)の一部を次のように改正する。

改める。

福井県選舉管理委員会訓令第1号

福井県選舉管理委員会
員会

平成30年分の政治団体の収支報告書の要旨(令和元年福井県選舉管理委員会告示第81号)の一部を次のように改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月28日

福井県選舉管理委員会訓令第1号

福井県選舉管理委員会
員会

福井県選舉管理委員会の職員等の旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本則中「福井県一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和25年福井県条例第46号)および福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則」を「福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例(昭和25年福井県条例第46号)および福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

3 翌年への繰越額	545,805	」
1 収入総額	462,565	
前年収入額	462,565	に
2 支出総額	0	
3 翌年への繰越額	442,565	」
5 支出の内訳	64,200	を
政治活動費	59,200	」
組織活動費	568,924	
3 翌年への繰越額	294,830	
5 支出の内訳	564,200	に
政治活動費	59,200	
組織活動費	500,000	」
選舉関係費		

〔1 収入総額	565,805	」
前年収入額	565,805	
本年収入額	0	を
2 支出総額	20,000	

令和二年二月二十八日印

行 刷

発行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市文京二丁目十九十一号

高桑印刷株

福井県

六三二番

六三二番